

岩崎電気株式会社

1. 会社の概要

- (1) 会社名：岩崎電気株式会社
- (2) 所属部会：関東電気機器部会第3分科会
- (3) 資本金：86億40百万円
従業員数：920名（連結：1,873名）
(2020年3月31日現在)

- (4) 営業品目

各種光源、照明器具、光環境機器（紫外線・赤外線・電子線応用）等の製造および販売

- ①光源：セラミックメタルハライドランプ、LEDランプ、ハロゲン電球、紫外線殺菌ランプ等
- ②照明器具：道路用照明、屋外施設用照明、屋内施設用照明等
- ③光環境機器：紫外線殺菌、赤外線加熱、電子線照射、促進耐候性試験等

- (5) 企業理念と経営方針

岩崎電気グループは、「光テクノロジーを通して豊かな社会と環境を創造する」ことを企業理念に、光の持つ潜在力を極め、最先端の光技術を駆使して、省エネルギー推進と安全・安心の環境に貢献する「光・環境カンパニー」への飛躍を目指すことを経営方針としております。

昨年2019年8月18日に創立75周年を迎えました。75年前の情熱から生まれた小さな光が、私たちに照らしてきたように、未来を照らす新たな光を私たちは創造し続けます。

- (6) コーポレートロゴ



基本形はIWASAKIブルーの「EYEマーク」と黒の「IWASAKI」の組合せ、海外市場向け

はIWASAKIレッドの「EYEマーク」と黒の「IWASAKI」の組合せとなっています。

2. 知的財産部門の概要

(1) 組織上の位置及び名称

知財法務部として事業部門から独立した組織であり、知的財産課と法務課で構成しています。

(2) 構成及び人員

知財法務部には11名が在籍し、知的財産課は、開発部門と同じ埼玉製作所内テクノセンターに、法務課は本社にそれぞれ所在しています。

知的財産課の業務は、特許、実用新案、意匠のアイデア発掘、出願、権利化、活用をはじめ、他社特許分析、報奨金手続きなどです。

法務課の業務は、契約書の作成、審査から契約、ライセンス業務支援のほか、商標の出願、権利化、活用、法務相談などです。

部全体では、知財戦略、知財社内教育などの業務を担っています。

(3) 沿革

発足時より、特許課として本社に在籍し、知的財産全般を担ってききましたが、2008年に知財法務部として現在の構成に組織化されました。

2013年には、知的財産課が本社から埼玉製作所内に所在を移し、研究・開発部門の発明者により近い活動を展開しています。

2017年には、技術・開発・研究の中心拠点として埼玉製作所（埼玉県行田市）内にテクノセンター「HIKARIUM」が竣工し、敷地内に分散していた技術部門と知的財産課も集約され、更なるサポートの強化が図られ、現在に至っています。



テクノセンター「HIKARIUM」(埼玉県行田市)

3. わが社の知的財産活動

(1) 基本方針

知的財産を活用して事業の優位性確保と、知的財産や契約のリスクを軽減し、事業収益に貢献することを基本方針とし、事業部門と連携し、知的財産の権利化・活用を図っています。

(2) 知的財産の発掘

知的財産課が拠点を置くテクノセンター「HIKARIUM」は、「ここから、未来の光がうまれる。」というコンセプトのもと、研究開発・設計の各技術部門を集約した技術開発の拠点であり、部門横断的な技術的知見や情報の共有、国内外のパートナーとの連携、グローバル対応の商品開発を加速させることで、シナジー効果を高め、商品企画・事業戦略部門との連携をより強化することが求められています。

各フロアの中央には、南北に伸びる「軸」を配置し、部門間のシナジー効果を促すためのコラボレーションスペースがあり、ここでは発明相談、アイデア発掘のための各部門と知的財産課の打合せが日々行われています。

(3) 出願業務

新規事業、新製品の開発段階では、先行文献調査を行い、関連特許とのクリアランス確認を行い、リスク回避を図っています。

出願のための打合せでは、早い段階から弁理士と情報を共有し、質の高い明細書を目指して連携を図っています。

(4) 権利の活用

権利化した特許等は、自社実施に限らず、競合他社の製品などを調査し、自社の権利との関連を確認したり、社員からも情報を集めて、特許活用状況を確認したりしています。

社内の電子掲示板に権利化した特許、関連する製品とその特長を社内公開し、当社保有特許の情報共有を行っています。

(5) 報奨金制度

出願時、登録時の報奨と実績報奨、ライセンス報奨などを制度としています。これらの発明者への報奨以外に、事業に貢献する権利化や活用に対応した技術者に対しては、特別報奨も設けて、社員のモチベーションアップに少しでも繋がればと考えています。

保有特許に関連した他社製品があれば、調査報告書を申告してもらって報奨制度もあります。

(6) 知的財産教育

社内での知的財産に関する教育、啓発は、入社時、初級、中級などの階層別教育や、外部講師を招いた様々なテーマのセミナーを開催し、社員のスキルアップを図っています。

JIPA研修会も社内掲示板を活用して案内し、技術者向けや営業向けなどへの積極的な参加も促しています。

4. 今後の計画、希望など

1955年に水銀ランプを生産開始してから、「水俣条約」の水銀に関する規制により、今年2020年、水銀ランプの長年にわたる生産を当社は終えます。

今後も事業の再編や新規事業への展開が予想される中、知的財産活動も、常に新たな取り組みが求められてきます。IPランドスケープの活用は、まだまだですが、従来の活動を基本に、会社の事業に貢献する権利化、権利活用を充実させながら、新たな取り組みへと展開していく所存です。

(原稿受領日 2020年7月3日)